

# 日本ソノケミストリー学会 細則

平成19年7月7日制定

## (趣旨)

第1条 日本ソノケミストリー学会会則を施行するために必要な諸規定を定める。

## (ソノケミストリー討論会)

第2条 会則第3条(1)項「ソノケミストリーに関する研究集会の企画，開催」の規定に基づき，ソノケミストリー討論会を開催する。

2．ソノケミストリー討論会世話人は，行事企画委員のうちから会長が指名，委嘱する。

## (日本ソノケミストリー学会誌)

第3条 会則第3条(2)項「ソノケミストリーの進歩発展に寄与する情報の収集並びに配布」の規定に基づき，日本ソノケミストリー学会誌を発行する。

2．会長の指名により理事会内に，編集委員長と若干名の編集委員からなる学会誌編集委員会を置く。

3．編集委員長及び編集委員の任期は2年とし，再任を妨げない。

## (表彰)

第4条 会則第3条(3)項「ソノケミストリーに関する研究の奨励及び研究業績の表彰」の規定に基づき，以下の賞を定める。

2．日本ソノケミストリー学会賞、日本ソノケミストリー学会論文賞、日本ソノケミストリー学会奨励賞（口頭発表及びポスター発表）、日本ソノケミストリー学会功績賞の4種とし、賞状および副賞を授与する。

3．受賞資格は日本ソノケミストリー学会会員であることとする。

4．学会賞は，先導的・開拓的な研究業績をあげた研究者を表彰対象とし，次の選考基準を定める。

1) 選考対象は自薦あるいは他薦された業績とする。

2) 学会賞の授与は推薦された会員歴3年以上の主研究者とする。

3) 原則として，年1件とする。

5．論文賞は，Ultrasonics Sonochemistry 誌等学術誌に掲載された前年印刷の学術論文の内、優秀な論文の著者を表彰対象とする。

1) 受賞対象は論文であるが，原則として，共著者の連続しての受賞を避ける。

- 2) 原則として、年2件以内とする。
6. 奨励賞は、当該年度の討論会で発表された口頭発表あるいはポスター発表の内、優秀なものとし、次の選考基準を定める。
  - 1) 「優秀」の基準：研究内容及び成果の理解度、発表技法等を評価する。
  - 2) 原則として、若手研究者を表彰対象とする。若手研究者とは、年齢が受賞の年度末3月31日現在において満35歳以下の者をいう。同点の場合には学生会員を優先する。
  - 3) 口頭発表・ポスター発表に関わらず、1回限りの受賞とする。
  - 4) 論文賞との同時受賞は認められる。
  - 5) 原則として、口頭発表・ポスター発表それぞれ2件以内とする。
7. 功績賞は、日本ソノケミストリー学会の発展に貢献した者あるいは団体を表彰対象とする。
8. 会長の指名により理事会内に若干名からなる表彰委員会を置く。表彰委員会は候補者を理事会に推薦し、理事会において受賞者を決定する。

#### (会費)

第5条 会則第6条の規定に基づき、本会年会費を次のように定める。

正会員	： 1年	2,000 円
法人会員	： 1年	20,000 円
学生会員	： 1年	1,000 円
名誉会員	：	会費免除

#### (会務分掌)

第6条 会則第30条の規定に基づき、事務局所在地は庶務担当委員所属機関を当てる。各会務担当委員は、理事のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。その任期は役員に準ずる。

1. 庶務(広報(JSSニュース)、本会サーバの管理)
2. 表彰委員
3. 会計(会員名簿の管理、会費・諸経費に関する経理、収支予算・決算報告書立案)
4. 日本ソノケミストリー学会誌編集委員
5. 行事企画委員(ソノケミストリー討論会、講演会、見学会等の企画)

(ロゴ)

第7条 本学会の紋章(ロゴ)を次のとおり定める。



(補則)

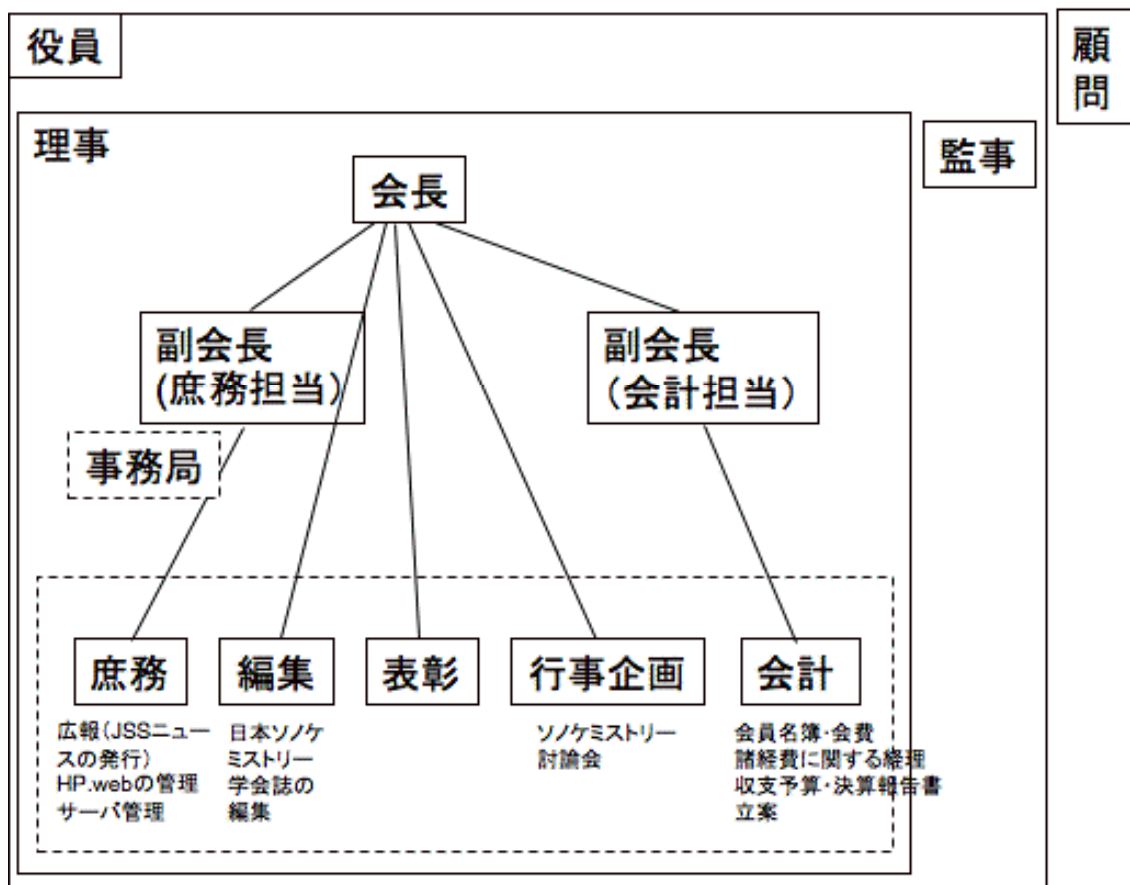
第8条 この細則に定めるもののほか,本会運営に必要な事項は,理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この細則は平成19年7月7日から施行する。
2. ソノケミストリー研究会細則(表彰規定)(平成14年12月制定)は,廃止する。

(参考)

## 日本ソノケミストリー学会組織図



**\* 表彰委員会、編集委員会、討論会実行委員会**